

2019年3月21日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第482号）

全国人民代表大会、 『外商投資法』を可決・公布 基本法として外商投資の促進、保護を重点に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

第13期全国人民代表大会第2回会議は2019年3月15日に、『中華人民共和国外商投資法』を可決、成立し、同日付けで公布しました（主席令第26号）。『中華人民共和国外商投資法』（以下『本法』という）は、従来の『中外合弁経営企業法』『外資企業法』『中外合作経営企業法』（以下、「外資三法」という）に代わり、中国国内における外商投資分野の基本法として制定され、2020年1月1日より施行されます。

□ 外商投資、外商投資企業の定義について

『本法』は、外商投資の促進、外商投資の合法的な權益の保護、外商投資管理の規範化を目的としており、総則、投資促進、投資保護、投資管理、法的責任、附則の6章、全42条から成ります。『本法』では、外商投資の定義について、外国の自然人、企業もしくはその他の組織（以下、「外国投資家」という）が直接もしくは間接的に中国国内において行う投資活動であると定めており（第2条2項）、具体的な内容として右の4種類を挙げています。定義には、新たに外国投資家による中国国内企業の合併・買収、新設プロジェクトへの投資等が組み入れられましたが、間接的な投資活動等については具体的な規定がなく、今後、関連部門による詳しい規定の公布が望まれています。

外商投資の定義について

- ✓ 外国投資家が単独もしくは他の投資家と共同で中国国内において外商投資企業を設立する。
- ✓ 外国投資家が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分もしくはその他これらに類する權益を取得する。
- ✓ 外国投資家が単独もしくは他の投資家と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資する。
- ✓ 法律、行政法規もしくは國務院が規定するその他の方法による投資。

（『本法』第2条2項）

外商投資企業については、全部もしくは一部について外国投資家が投資し、中国法に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業を指す（第2条3項）とし、その組織形態、機関構成およびそ

の活動の準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律の規定を適用する旨を明確に定めています（第 31 条）。『本法』の施行後は、適用法の変更に伴い、外商投資企業についてその組織形態、意思決定機関、会社定款、利益分配、持分出資の方法等の面において大きな影響をもたらすと予想されますので、注意が必要です。なお、『本法』の施行と同時に、「外資三法」が廃止されますが、従来の「外資三法」に基づいて設立された外商投資企業について、『本法』施行後の 5 年間は、従来の組織形態を維持することを認めるとしています（第 42 条）。

□ 新たな外商投資管理制度の構築

従来の「外資三法」のもとでは、政府はすべての外商投資に対し、案件ごとに逐一審査の制度をとり、外商投資企業の設立には必ず商務部による審査を受けることを義務付けていました。これらのプロセスを簡素化するため、『本法』では外商投資の管理制度における改革を行い、参入前内国民待遇およびネガティブリストによる管理制度、情報報告制度、安全審査制度を中心とする新たな管理制度を実行するとしました（第 4 条、第 34 条、第 35 条）。『本法』施行前後の主な変更点について、以下の図表 1 のとおりまとめましたので、ご参考ください。

【図表 1】外商投資の管理制度に係る変更点（抜粋）

	『本法』施行前	『本法』施行後
適用法	『外資企業法』 『中外合弁経営企業法』 『中外合作経営企業法』 等	『外商投資法』 『中華人民共和国会社法』 『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等
管理制度	商務主管部門が案件ごとに逐一審査を行う	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 参入前内国民待遇およびネガティブリストによる管理制度 ✓ 情報報告制度 ✓ 安全審査制度 ✓ その他の具体的な管理制度 <ul style="list-style-type: none"> ● 投資プロジェクトに係る認可、届出の手続きを必要とする場合、国の関連規定に基づき執行する（第 29 条） ● 許可の取得を必要とする業種・分野に対する投資の場合、法に基づき関連許可手続を行う（第 30 条） ● 外商投資企業による生産経営活動の展開は、労働保護、社会保険に関する規定、納税、会計、外貨等の関連規定を遵守する（第 32 条） ● 中国国内企業に対する合併・買収もしくはその他の方法で事業者結合に参加する場合、『中華人民共和国独占禁止法』による事業者結合審査を受ける（第 33 条） ● 銀行業、証券業、保険業等の金融業界もしくは証券市場、外貨市場等の金融市場における投資の管理は関連規定に基づき執行する（第 41 条）

（『本法』等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

「参入前内国民待遇」について、『本法』では、投資前の段階において、外国投資家およびその投資に対し、自国の投資家およびその投資を下回らない待遇を与えると明確にしています（第 4 条 2 項）。

ネガティブリストによる管理制度のもと、外国投資家はリストが投資禁止と定める分野に投資してはならず、投資制限と定める分野に投資する際は、関連の条件に該当しなければなりません¹。リスト対象外の分野については、内資・外資一致の原則に基づき管理を実施すると定めています²（第 28 条）。

また、情報報告制度について、外国投資家もしくは外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報開示システムを通じ、商務主管部門へ投資関連情報を報告・送付し（第 34 条）、安全審査制度について、国は関連制度を構築し、国家安全に影響を与え得る外商投資に対し安全審査を行うと定めています（第 35 条）。なお、両制度の詳細については今後の細則の公布が待たれます。

一方、外国投資家の参入後においても、内資と同様の待遇を与えるよう、関連の規定を設けています。主に右の内容が挙げられます。

「参入後内国民待遇」について（抜粋）

第 9 条 外商投資企業は、法に基づき平等に国による企業発展支援のための各種政策を適用する。

第 15 条 外商投資企業は、法に基づき標準制定作業に平等に参加する。

第 16 条 外商投資企業は、法に基づき公平な競争を通じて政府調達活動に参加する。

□ 外商投資の保護に重点を

今回の『本法』では、外国投資家と外商投資企業の中国国内における合法的な権利・権益の保護について、単独の章を設け、関連の規定を明確にしています。主に、外国投資家と外商投資企業の財産権保護の強化、外商投資に係る規則制定ルールの強化、地方政府による政策に係る約束事項と契約の履行、外商投資企業苦情処理業務メカニズムの構築等の内容が含まれています（図表 2 を参照）。この中で、特筆すべき点の 1 つとして、行政手段による技術移転の強要を明確に禁止していることが挙げられます。これらの規定により、外国投資家と外商投資企業の中国国内における合法的な権利・権益を保護することが期待されます。

【図表 2】外商投資の保護に関する規定（抜粋）

項目	内容
財産権保護の強化	✓ 外国投資家の投資に対する徴収を実行しない（第 20 条）※注
	✓ 外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用料、補償もしくは賠償、清算所得等は、人民元・外貨にて自由な入金・対外送金が可能（第 21 条）
	✓ 外国投資家・外商投資企業の知的財産権の保護、知的財産権の権利者および関係権利者の合法的権益の保護
	✓ 自由意志の原則および商業規則に基づく技術協力展開の奨励
業務秘密の保持	✓ 行政機関およびその職員による行政手段での技術移転の強要を禁止（第 22 条）
	✓ 行政機関およびその職員による、職責履行中において知り得た外国投資家、外商投資企業の業務秘密に対する機密保持（第 23 条）

¹ 『外商投資参入特別管理措置』の最新版については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 470 号をご参照ください。以下の URL からダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0493-XF-0105.pdf>

² 『外商投資参入特別管理措置』の対象外の分野については、『市場参入ネガティブリスト（2018 年版）』について紹介する『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 481 号をご参照ください。以下の URL からダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0506-XF-0105.pdf>

外商投資関連規則 制定ルールの強化	✓ 地方政府による外商投資関連規範性文書の制定は、法律・法規の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を縮小・毀損もしくはその義務を増加させてはならず、市場参入および退出の条件を設けてはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない（第 24 条）
政策に係る約束 事項と契約の履行	✓ 地方の人民政府は政策に係る約束事項、締結した各種契約を履行しなければならない ✓ 国の利益および社会公共の利益により、政策に係る約束事項、契約の約定を変更する必要がある場合、法が定める権限およびプロセスに基づき行い、且つ法に基づき外国投資家および外商投資企業がこれにより被った損失について補償を与えなければならない。（第 25 条）
苦情処理業務 メカニズムの構築	✓ 国は外商投資企業苦情処理業務メカニズムを構築し、外商投資企業もしくはその投資家から反映された問題を遅滞なく処理し、関連する政策措置を協調して整備する（第 26 条）
商会・協会等の 設立・参加	✓ 商会、協会の設立およびこれらへの自由意志による参加が可能である。商会、協会は、法律・法規および定款の規定に基づき関連の活動を展開し、会員の合法的權益を保護する（第 27 条）

※注：投資の徴収について、特殊な状況において、国は公共の利益のために必要である場合、法律の規定に基づき、外国投資家の投資に対し、徴収もしくは徴用を実行することができ、徴収、徴用は法が定めるプロセスに基づき行い、且つ遅滞なく公平で合理的な補償を与えなければならないと定めています（第 20 条 2 項）。

（『本法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 法的責任について

『本法』の関連規定に違反する場合の法的責任については、外商投資情報報告制度の要求に基づき投資情報を報告・送付を行わなかった場合、商務主管部門が期限付きで是正を命じ、期限を超えても是正しない場合、10 万人民元以上 50 万人民元以下の罰金を科すと定めています（第 37 条）。また、外国投資家、外商投資企業の法律、法規に違反する行為に対し、関係部門は法に基づき調査して処分を行い、且つ信用情報システムに記録するとしていますので（第 38 条）、注意が必要です。

*

第 13 期全国人民代表大会第 2 回会議の記者会見で、李克強総理は『本法』について、政府の行為を規定するものであり、今後、一連の関連法規や政策文書を打ち出し、外商投資の權益を保護し、『本法』をスムーズに実施する意向であることを明らかにしました。また、香港・マカオ・台湾企業については、『本法』を参考して適用することができるとの認識も示しました。

『本法』の詳細については、5 ページからの日本語仮訳および 13 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、所在地の法律事務所または関連主管部門にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中華人民共和国主席令 第 26 号

『中華人民共和国外商投資法』は中華人民共和国第 13 期全国人民代表大会第 2 回会議にて 2019 年 3 月 15 日に可決し、ここに公布し、2020 年 1 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平
2019 年 3 月 15 日

中華人民共和国外商投資法

(2019 年 3 月 15 日第 13 期全国人民代表大会第 2 回会議にて可決)

目録

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 投資促進
- 第 3 章 投資保護
- 第 4 章 投資管理
- 第 5 章 法的責任
- 第 6 章 附則

第 1 章 総則

第1条 さらなる対外開放の拡大、積極的な外商投資の促進、外商投資の合法的な権益の保護、外商投資管理の規範化、全面的開放の新たな枠組み形成の促進、社会主義市場経済の健全な発展を促すため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内（以下、「中国国内」という）における外商投資は、本法を適用する。

本法がいう外商投資とは、外国の自然人、企業もしくはその他の組織（以下、「外国投資家」という）が直接もしくは間接的に中国国内において行う投資活動を指し、次の各号に掲げるものを含む。

- (1) 外国投資家が単独もしくは他の投資家と共同で中国国内において外商投資企業を設立すること。
- (2) 外国投資家が中国国内企業の株式、出資持分、財産持分もしくはその他これらに類する権益を取得すること。

- (3) 外国投資家が単独もしくは他の投資家と共同で中国国内において新設プロジェクトに投資すること。
- (4) 法律、行政法規もしくは国務院が規定するその他の方法による投資。

本法がいう外商投資企業とは、全部もしくは一部について外国投資家が投資し、中国法に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業を指す。

第3条 国は対外開放という基本的国策を堅持し、外国投資家の法に基づいた中国国内での投資を奨励する。

国はレベルの高い投資の自由化・利便化政策を実行し、外商投資促進メカニズムを構築・整備し、安定し、透明で、予測可能および公平な競争が可能な市場環境を構築する。

第4条 国は外商投資に対し参入前内国民待遇およびネガティブリストによる管理制度を実行する。

前項にいう参入前内国民待遇とは、投資参入の段階において外国投資家およびその投資に対し自国の投資家およびその投資を下回らない待遇を与えることを指す。前項にいうネガティブリストとは、国が規定する特定分野において外商投資に対し実施する参入特別管理措置を指す。国はネガティブリスト対象外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは国務院が公布もしくは公布を批准する。

中華人民共和国が締結もしくは参加する国際条約、協定において外国投資家の参入待遇に対しさらなる優遇規定がある場合、関連規定に基づき執行することができる。

第5条 国は法に基づき外国投資家の中国国内における投資、収益およびその他の合法的な権益を保護する。

第6条 中国国内において投資活動を行う外国投資家、外商投資企業は、中国の法律・法規を遵守しなければならない。中国の国家安全に危害をもたらす、社会公共の利益を損なってはならない。

第7条 国務院商務主管部門、投資主管部門は職責の分担に基づき、外商投資の促進、保護および管理業務を展開する。国務院のその他の関係部門は各自の職責の範囲内で、外商投資の促進、保護および管理の関連業務を担当する。

県級以上の地方人民政府の関係部門は法律・法規および当該人民政府が確定した職責の分担に

に基づき、外商投資の促進、保護および管理業務を展開する。

第8条 外商投資企業の従業員は法に基づき労働組合を設立し、労働組合活動を展開し、従業員の合法的な権益を維持する。外商投資企業は当該企業の労働組合へ活動のために必要な条件を提供しなければならない。

第2章 投資促進

第9条 外商投資企業は法に基づき平等に国による企業発展支援のための各種政策を適用する。

第10条 外商投資に関係する法律、法規、規則を制定する場合、適切な方法を講じて外商投資企業から意見および助言を聴取しなければならない。

外商投資に関係する規範性文書、裁判文書等は、法に基づき遅滞なく公布しなければならない。

第11条 国は健全な外商投資サービス体系を構築し、外国投資家および外商投資企業に対し法律・法規、政策・措置、投資プロジェクト情報等の方面における問い合わせ対応およびサービスを提供する。

第12条 国は他の国および地域、国際組織と多者・二者間投資促進協力メカニズムを構築し、投資分野における国際交流と協力を強化する。

第13条 国は必要に基づき、特殊経済区域を設立もしくは一部の地域で外商投資に関する試験的政策・措置を実行し、外商投資を促進し、対外開放を拡大する。

第14条 国は国民経済および社会発展の必要に基づき、外国投資家が特定の業種、分野、地域において投資するよう奨励および誘導する。外国投資家、外商投資企業は法律、行政法規もしくは國務院の規定に基づき、優遇を享受することができる。

第15条 国は外商投資企業が法に基づき標準制定作業に平等に参加することを保障し、標準制定の情報公開および社会による監督を強化する。

国が制定した強制標準は、外商投資企業に平等に適用する。

第16条 国は外商投資企業が法に基づき公平な競争を通じて政府調達活動に参加することを保障する。政府調達においては、法に基づき外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供するサービス

に対し、平等に取り扱う。

第17条 外商投資企業は法に基づき株式、社債等の証券の公開発行およびその他の方法を通じて資金を調達することができる。

第18条 県級以上の地方人民政府は法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法が定める権限内で外商投資促進および利便化政策措置を制定することができる。

第19条 各級人民政府およびその関係部門は便利、高効率、透明の原則に基づき、事務プロセスを簡素化し、事務効率を向上させ、行政事務サービスを最適化し、外商投資へのサービス水準を更に向上させなければならない。

関係主管部門は外商投資のガイドラインを作成・公布し、外国投資家および外商投資企業にサービスおよび利便性を提供しなければならない。

第3章 投資保護

第20条 国は外国投資家の投資に対し、徴収を実行しない。

特殊な状況において、国は、公共の利益のために必要であるとき、法律の規定に基づき、外国投資家の投資に対し、徴収もしくは徴用を実行することができる。徴収、徴用は、法が定めるプロセスに基づき行い、且つ遅滞なく公平で合理的な補償を与えなければならない。

第21条 外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用料、法に基づき取得した補償もしくは賠償、清算所得等は、法に基づき人民元もしくは外貨で自由に入金・対外送金することができる。

第22条 国は外国投資家および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関係権利者の合法的権益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法に基づき厳格に法的責任を追及する。

国は外商投資の過程において、自由意志の原則および商業規則に基づき技術協力を展開することを奨励する。技術協力の条件は、投資の各当事者が公平の原則を遵守し平等に協議して確定する。行政機関およびその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。

第23条 行政機関およびその職員は、職責を履行する過程において知り得た外国投資家、外商投資企業

の業務秘密について、法に基づき機密保持を行わなければならない、漏洩もしくは違法に他者へ提供してはならない。

第24条 各級人民政府およびその関係部門が制定する外商投資に係る規範性文書は、法律・法規の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の根拠がない場合、外商投資企業の合法的權益を縮小・毀損もしくはその義務を増加させてはならず、市場参入および退出の条件を設けてはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に干渉してはならない。

第25条 地方の各級人民政府およびその関係部門は、外国投資家および外商投資企業に対し、法に基づき打ち出した政策に係る約束事項および法に基づいて締結した各種契約を履行しなければならない。

国の利益および社会公共の利益により、政策に係る約束事項、契約の約定を変更する必要がある場合、法が定める権限およびプロセスに基づきこれを行い、且つ法に基づき外国投資家および外商投資企業がこれにより被った損失について補償を与えなければならない。

第26条 国は外商投資企業苦情処理業務メカニズムを構築し、外商投資企業もしくはその投資家から反映された問題を遅滞なく処理し、関連する政策措置を協調して整備する。

外商投資企業もしくはその投資家は、行政機関およびその職員の行政行為が自身の合法的權益を侵害すると認識する場合、外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて協調・解決を申し立てることができる。

外商投資企業もしくはその投資家は、行政機関およびその職員の行政行為が自身の合法的權益を侵害すると認識する場合、前項の規定に基づき外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて協調・解決を申し立てるほか、法に基づき行政不服申し立てを行い、行政訴訟を提起することができる。

第27条 外商投資企業は法に基づく商会、協会の設立およびこれらへの自由意志による参加が可能である。商会、協会は、法律・法規および定款の規定に基づき関連の活動を展開し、会員の合法的權益を保護する。

第4章 投資管理

第28条 外商投資参入ネガティブリストに規定する投資禁止の分野について、外国投資家は投資してはならない。

外商投資参入ネガティブリストに規定する投資制限の分野について、外国投資家が投資する際はネガティブリストに規定する条件に合致していなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト以外の分野については、内資外資一致の原則に基づき管理を実施する。

第29条 外商投資が投資プロジェクトの認可、届出の手続きを必要とする場合、国の関連規定に基づき執行する。

第30条 外国投資家は法に基づき許可の取得を必要とする業種および分野に対し投資を行う場合、法に基づき関連許可手続を行わなければならない。

関係主管部門は、内資と同一の条件およびプロセスに基づき、外国投資家の許可申請を審査しなければならない。法律、行政法規に別途規定がある場合、この限りではない。

第31条 外商投資企業の組織形態、機関構成およびその活動の準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律の規定を適用する。

第32条 外商投資企業は生産経営活動を展開する場合、法律、行政法規の労働保護、社会保険に関する規定を遵守しなければならない。法律、行政法規および国の関連規定に基づき、納税、会計、外貨等の事項を取扱い、且つ、関係主管部門が法に基づき実施する監督・検査を受けなければならない。

第33条 外国投資家は中国国内企業に対し合併・買収を実施もしくはその他の方法により事業者結合に参加する場合、『中華人民共和国独占禁止法』の規定に基づき、事業者結合審査を受けなければならない。

第34条 国は外商投資情報報告制度を構築する。外国投資家もしくは外商投資企業は、企業登録システムおよび企業信用情報開示システムを通じて、商務主管部門に投資情報を報告・送付しなければならない。

外商投資情報報告の内容および範囲は、確かに必要性があるとの原則に基づきこれを確定する。部門間の情報共有を通じて取得可能な投資情報については、再び報告・送付を要求してはならない。

第35条 国は外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響を与える、もしくは影響を与え得る外商

投資に対し安全審査を行う。

法に基づき下した安全審査決定は、最終決定とする。

第5章 法的責任

第36条 外国投資家が外商投資参入ネガティブリストに規定する投資禁止分野に投資した場合、関係主管部門が投資活動を停止し、期限付きの持分、資産の処分もしくはその他必要な措置を講じ投資実施前の状態に回復するよう命ずる。違法所得がある場合、これを没収する。

外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストに規定する制限的参入特別管理措置に違反した場合、関係主管部門が期限付きで是正し、必要な措置を講じて参入特別管理措置の要求を満たすよう命ずる。期限内に是正がなされない場合、前項の規定に基づき処理する。

外国投資家の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反した場合、前2項の規定に基づき処理するほか、法に基づき相応の法的責任を負わなければならない。

第37条 外国投資家、外商投資企業が本法の規定に違反して、外商投資情報報告制度の要求に基づき投資情報を報告・送付しなかった場合、商務主管部門が期限付きで是正を命ずる。期限を超えても是正しない場合、10 人民元以上 50 万人民元以下の罰金を科す。

第38条 外国投資家、外商投資企業の法律、法規に違反する行為に対し、関係部門は法に基づき調査して処分を行い、且つ国の関連規定に基づき信用情報システムに記録する。

第39条 行政機関の職員が外商投資の促進、保護および管理業務において職権を濫用し、職務を怠慢し、私利を図った場合、もしくは職責を履行する過程において知り得た業務秘密を漏洩、違法に他者へ提供した場合、法に基づき処分を科す。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第6章 附則

第40条 いかなる国もしくは地域が投資の面において中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限もしくはその他これらに類する措置を講じた場合も、中華人民共和国は、実際の状況に基づき当該国もしくは当該地域に対し相応の措置を講ずることができる。

第41条 外国投資家が中国国内において銀行業、証券業、保険業等の金融業界に投資、もしくは証券市

場、外貨市場等の金融市場において投資を行う際の管理について、国に別途規定がある場合、それに従う。

第42条 本法は、2020年1月1日より施行する。『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』は、同時に廃止される。

本法施行前に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立された外商投資企業は、本法施行後五年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して保留することができる。具体的な実施規則は、国務院が規定する。

(中国語原文)

中华人民共和国主席令 第二十六号

《中华人民共和国外商投资法》已由中华人民共和国第十三届全国人民代表大会第二次会议于 2019 年 3 月 15 日通过，现予公布，自 2020 年 1 月 1 日起施行。

中华人民共和国主席 习近平
2019 年 3 月 15 日

中华人民共和国外商投资法

(2019 年 3 月 15 日第十三届全国人民代表大会第二次会议通过)

目录

- 第一章 总则
- 第二章 投资促进
- 第三章 投资保护
- 第四章 投资管理
- 第五章 法律责任
- 第六章 附则

第一章 总 则

第一条 为了进一步扩大对外开放，积极促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，推动形成全面开放新格局，促进社会主义市场经济健康发展，根据宪法，制定本法。

第二条 在中华人民共和国境内（以下简称中国境内）的外商投资，适用本法。

本法所称外商投资，是指外国的自然人、企业或者其他组织（以下称外国投资者）直接或者间接在中国境内进行的投资活动，包括下列情形：

- (一) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内设立外商投资企业；
- (二) 外国投资者取得中国境内企业的股份、股权、财产份额或者其他类似权益；
- (三) 外国投资者单独或者与其他投资者共同在中国境内投资新建项目；
- (四) 法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资。

本法所称外商投资企业，是指全部或者部分由外国投资者投资，依照中国法律在中国境内经登

记注册设立的企业。

第三条 国家坚持对外开放的基本国策，鼓励外国投资者依法在中国境内投资。

国家实行高水平投资自由化便利化政策，建立和完善外商投资促进机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境。

第四条 国家对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。

前款所称准入前国民待遇，是指在投资准入阶段给予外国投资者及其投资不低于本国投资者及其投资的待遇；所称负面清单，是指国家规定在特定领域对外商投资实施的准入特别管理措施。国家对负面清单之外的外商投资，给予国民待遇。

负面清单由国务院发布或者批准发布。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对外国投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。

第五条 国家依法保护外国投资者在中国境内的投资、收益和其他合法权益。

第六条 在中国境内进行投资活动的外国投资者、外商投资企业，应当遵守中国法律法规，不得危害中国国家安全、损害社会公共利益。

第七条 国务院商务主管部门、投资主管部门按照职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作；国务院其他有关部门在各自职责范围内，负责外商投资促进、保护和管理的相关工作。

县级以上地方人民政府有关部门依照法律法规和本级人民政府确定的职责分工，开展外商投资促进、保护和管理的工作。

第八条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。

第二章 投资促进

第九条 外商投资企业依法平等适用国家支持企业发展的各项政策。

第十条 制定与外商投资有关的法律、法规、规章，应当采取适当方式征求外商投资企业的意见和建议。

与外商投资有关的规范性文件、裁判文书等，应当依法及时公布。

第十一条 国家建立健全外商投资服务体系，为外国投资者和外商投资企业提供法律法规、政策措施、投资项目信息等方面的咨询和服务。

第十二条 国家与其他国家和地区、国际组织建立多边、双边投资促进合作机制，加强投资领域的国际交流与合作。

第十三条 国家根据需要，设立特殊经济区域，或者在部分地区实行外商投资试验性政策措施，促进外商投资，扩大对外开放。

第十四条 国家根据国民经济和社会发展的需要，鼓励和引导外国投资者在特定行业、领域、地区投资。外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定享受优惠待遇。

第十五条 国家保障外商投资企业依法平等参与标准制定工作，强化标准制定的信息公开和社会监督。

国家制定的强制性标准平等适用于外商投资企业。

第十六条 国家保障外商投资企业依法通过公平竞争参与政府采购活动。政府采购依法对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务平等对待。

第十七条 外商投资企业可以依法通过公开发行股票、公司债券等证券和其他方式进行融资。

第十八条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定外商投资促进和便利化政策措施。

第十九条 各级人民政府及其有关部门应当按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，进一步提高外商投资服务水平。

有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。

第三章 投资保护

第二十条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

在特殊情况下，国家为了公共利益的需要，可以依照法律规定对外国投资者的投资实行征收或者征用。征收、征用应当依照法定程序进行，并及时给予公平、合理的补偿。

第二十一条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。

第二十二条 国家保护外国投资者和外商投资企业的知识产权，保护知识产权权利人和相关权利人的合法权益；对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。

国家鼓励在外商投资过程中基于自愿原则和商业规则开展技术合作。技术合作的条件由投资各方遵循公平原则平等协商确定。行政机关及其工作人员不得利用行政手段强制转让技术。

第二十三条 行政机关及其工作人员对于履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密，应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。

第二十四条 各级人民政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当符合法律法规的规定；没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务，不得设置市场准入和退出条件，不得干预外商投资企业的正常生产经营活动。

第二十五条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同。

因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失予以补偿。

第二十六条 国家建立外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决。

外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，除依照前款规定通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决外，还可以依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第二十七条 外商投资企业可以依法成立和自愿参加商会、协会。商会、协会依照法律法规和章程的规定开

展相关活动，维护会员的合法权益。

第四章 投资管理

第二十八条 外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。

外商投资准入负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的条件。

外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。

第二十九条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第三十条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，应当依法办理相关许可手续。

有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，法律、行政法规另有规定的除外。

第三十一条 外商投资企业的组织形式、组织机构及其活动准则，适用《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的规定。

第三十二条 外商投资企业开展生产经营活动，应当遵守法律、行政法规有关劳动保护、社会保险的规定，依照法律、行政法规和国家有关规定办理税收、会计、外汇等事宜，并接受相关主管部门依法实施的监督检查。

第三十三条 外国投资者并购中国境内企业或者以其他方式参与经营者集中的，应当依照《中华人民共和国反垄断法》的规定接受经营者集中审查。

第三十四条 国家建立外商投资信息报告制度。外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。

外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求报送。

第三十五条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。依法作出的安全审查决定为最终决定。

第五章 法律责任

第三十六条 外国投资者投资外商投资准入负面清单规定禁止投资的领域的，由有关主管部门责令停止投资活动，限期处分股份、资产或者采取其他必要措施，恢复到实施投资前的状态；有违法所得的，没收违法所得。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，由有关主管部门责令限期改正，采取必要措施满足准入特别管理措施的要求；逾期不改正的，依照前款规定处理。

外国投资者的投资活动违反外商投资准入负面清单规定的，除依照前两款规定处理外，还应当依法承担相应的法律责任。

第三十七条 外国投资者、外商投资企业违反本法规定，未按照外商投资信息报告制度的要求报送投资信息的，由商务主管部门责令限期改正；逾期不改正的，处十万元以上五十万元以下的罚款。

第三十八条 对外国投资者、外商投资企业违反法律、法规的行为，由有关部门依法查处，并按照国家有关规定纳入信用信息系统。

第三十九条 行政机关工作人员在外商投资促进、保护和管理工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，或者泄露、非法向他人提供履行职责过程中知悉的商业秘密的，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附 则

第四十条 任何国家或者地区在投资方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他类似措施的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应的措施。

第四十一条 对外国投资者在中国境内投资银行业、证券业、保险业等金融行业，或者在证券市场、外汇市场等金融市场进行投资的管理，国家另有规定的，依照其规定。

第四十二条 本法自 2020 年 1 月 1 日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》同时废止。

本法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业，在本法施行后五年内可以继续

保留原企业组织形式等。具体实施办法由国务院规定。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。